

(システム施行)

保 体 号 外
令和5年6月15日

各県立学校長 殿

保健体育安全課長
(公 印 省 略)

食物アレルギー疾患のある児童生徒への適切な対応の徹底について（通知）

このことについて、食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加しており、学校における食物アレルギー事故防止の徹底が求められていることから、下記の点に留意し、より一層徹底願います。

記

- 1 学校は、県教育委員会の定める食物アレルギー対応の方針に基づき、食物アレルギー対応マニュアル（危機管理マニュアル等）を整備し、事故防止のための組織的な体制づくり及び事故発生時の適切な対応について、全職員で共通理解を図ること。
- 2 食物アレルギー対応にあたっては、「学校生活管理指導表」の提出を必須とし、医師の管理の下、学校と保護者で共通理解を図ること。
- 3 事故発生時は、直ちに電話報告後、事故報告書を提出すること。

【参考資料】

- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂 日本学校保健会）
- ・「食に関する指導・学校給食の手引」（令和4年3月改訂 宮城県教育委員会）

担 当：学校保健給食班 佐藤、水口
TEL：022-211-3666
FAX：022-211-3796
E-mail:hokenah@pref.miyagi.lg.jp

(電子メール施行)

保 体 号 外
令和5年6月15日

各市町村教育委員会学校給食主管課長 殿
各市町村教育委員会学校保健主管課長 殿

宮城県教育庁保健体育安全課長
(公 印 省 略)

食物アレルギー疾患のある児童生徒への適切な対応の徹底について（通知）

本県の学校保健教育の推進につきましては、日頃格別の御指導を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加しており、学校における食物アレルギー事故防止の徹底が求められています。
つきましては、下記の点に御留意いただき、食物アレルギー対応のより一層の徹底をお願いします。

記

- 1 市町村教育委員会は、学校における食物アレルギー対応に関する基本方針を策定し、学校を支援すること。
- 2 学校は、市町村教育委員会の方針に基づき、食物アレルギー対応マニュアル（危機管理マニュアル等）を整備し、事故防止のための組織的な体制づくり及び事故発生時の適切な対応について、全職員で共通理解を図ること。
- 3 食物アレルギー対応にあたっては、「学校生活管理指導表」の提出を必須とし、医師の管理の下、学校と保護者で共通理解を図ること。
- 4 事故発生時は、直ちに電話報告後、事故報告書を提出すること。

【参考資料】

- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂 日本学校保健会）
- ・「食に関する指導・学校給食の手引」（令和4年3月改訂 宮城県教育委員会）

担 当：学校保健給食班 佐藤、水口
TEL：022-211-3666
FAX：022-211-3796
E-mail:hokenah@pref.miyagi.lg.jp